

【公開版】

提出年月日	令和元年 11 月 29 日 R 1
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第21条：通信連絡設備

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 設備等

2. 1 設計の基本方針

2. 2 主要設備の仕様

2. 3 主要設備

2. 3. 1 所内通信連絡設備

2. 3. 2 所外通信連絡設備

2 章 補足説明資料

2章 補足説明資料

第21条:通信連絡設備

加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-1	現場退避指示について	<u>11/29</u>	<u>0</u>	
補足説明資料2-2	加入電話設備(加入電話及び加入FAX)の構成について	<u>11/29</u>	<u>0</u>	

令和元年 11 月 29 日 R0

補足説明資料 2 - 1

現場退避指示について

1. はじめに

事業許可基準規則第21条第1項の要求事項「工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。」に対し、警報装置としてページング装置による警報機能等により、退避の指示が可能な設計としている。

ここでは、警報装置に多様性の要求はないものの、更なる安全性確認の観点から、警報装置の機能が喪失した場合の退避指示に関して、所内携帯電話が代替手段となるかについて評価した。

2. ページング装置が使用できない場合の退避指示について

○通常運転時

ページング装置が機能喪失するような保守作業を行う際や、仮に故障時を想定した場合であっても、以下の社内規定等にて整備する連絡体制に基づき、代替手段としてページング装置に対し多様性を有した所内携帯電話を使用することにより、必要な退避指示の連絡を行うこととする。

MOX燃料加工施設員：MOX燃料加工施設内組織体制

現場作業員：緊急連絡体制^{※1}

※1：緊急連絡体制：事故等が発生した場合の当社への連絡系統も含めた連絡体制（作業を調達する際の調達要求項目）

連絡体制に基づく連絡の実行性については、定期的実施する防災訓練等で、事象発生時に、所内携帯電話を用いてMOX燃料加工施設員の所在確認が行えることを訓練により実証し、現場からの退避時間を考慮しても、重大事故等に至るまでの時間に余裕を持って退避指示及び退避できることを評価する。

なお、万が一、地震による共通要因故障を想定した場合でも、地震随伴によって生じる建屋照明の停電発生時や建屋倒壊の危険性がある場合は、警報装置による指示によらず退避する体制・運用を整備し、教育等を通じて周知徹底を図る。

また、上記教育を受けない一時入域者については、当該教育を受けた随伴者が必ず同行する体制・運用を整備し、随伴者の指示に従い退避を行うこととする。

令和元年 11 月 29 日 R0

補足説明資料 2 - 2

加入電話設備（加入電話及び加入FAX）の構成について

一般加入電話の電源については、通信事業者から給電されるため、MOX燃料加工施設内の電源に依存しない仕様となっている。

また、衛星携帯電話、一般携帯電話及びファクシミリの電源は、常用所内電源設備又は充電池から給電される仕様となっている。

電気通信事業者回線の通信連絡設備の概要を別紙 第4 - 1 図に示す。

